

## 建築士事務所の更新登録

一級、二級、木造建築士又はこれらのものを使用する者が、他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務等を行うことを業としようとするときは、登録を受ける必要があります。【建築士法第 23 条】

- ・建築士事務所登録の有効期間は5年間です。
- ・更新手続きは有効期間満了30日前迄に申請してください。【建築士法施行規則第18条】
- ・紙で申請する場合は正・副2部作成してください。オンライン申請も可能です。

### ■申請に必要な書類 <正副2部(副本はコピー可)提出>

- |                                 |           |
|---------------------------------|-----------|
| ①登録申請書(建築士法施行規則第 20 条関係第 5 号書式) | ***** 第一面 |
| 所属建築士名簿                         | ***** 第二面 |
| 役員名簿【法人のみ添付】                    | ***** 第三面 |

### ②添付書類

#### ●個人の場合

- ・業務概要書【第 6 号書式 添付書類(イ)】
- ・略歴書【登録申請者 添付書類(ロ)】
- ・略歴書【管理建築士 添付書類(ロ)】(※登録申請者と管理建築士が同じ場合は 1 枚で可)
- ・誓約書【添付書類(ハ)】
- ・管理建築士の建築士免許証の写し(含む建築士免許証明書)
- ・管理建築士講習の修了書の写し管理建築士法第 24 条第 2 項に規定する講習修了証の写し

建築士住所等の届出は、変更があった場合、建築士会へご提出ください。

#### ●法人の場合(上記個人添付書類に加え)

- ・定款の写し(原本証明の押印は不要です)

「<原本証明>」コピーした定款の最終余白ページに「この写しは原本のとおりであることを証明します」と記述し、年月日・法人名・代表者役名氏名を記入。

- ・登記履歴事項全部証明書(商業登記)(写し) 申請前 3 ヶ月以内のもの

※注意※定款および登記の事業目的欄:建築士事務所の業務内容の記述が必要

### ③委任状(代理申請の場合)<社員の場合は不要>

■登録手数料愛媛県手数料条例第2条に定める額

令和7年4月1日手数料条例改正後の金額

(一級・二級・木造 一律) 28,000円

払込受領証の原本を申請書(副本)の第二面に貼り付けてください。

通知書発行時に、払込受領証原本もお返しいたします。

■振込先■(※払込手数料はご負担ください)

指定口座(郵便局・ゆうちょ銀行)

口座番号 : 01600-3-76581

口座名称 : 一般社団法人愛媛県建築士事務所協会

(フリガナ) : イッパンシャダンホウジン エヒメケンケンチクシジムシヨキョウカイ

\*\*\* 他金融機関からの振込用口座番号 \*\*\*

一六九(イチロクキュウ)店(169) 当座 0076581

■提出先・問い合わせ先

愛媛県指定事務所登録機関

一般社団法人 愛媛県建築士事務所協会

〒790-0002 愛媛県松山市二番町4丁目1-5 建築士会館3階

(協会へのアクセスはホームページを参照ください)

Tel 089-945-5200 Fax 089-945-5318

なお、申請書類は窓口持参又は**受取確認のできる方法**でご提出ください。

管理建築士の専任性について

建築士事務所は、専任の建築士が管理しなければなりません。同一の管理建築士が2つ以上の建築士事務所を管理することはできませんので、ご注意ください。必要に応じて専任性を求める、誓約書の提出を求める場合があります。

例)開設者と管理建築士が同一で、登録申請者の法人所在地と別に建築士事務所がある場合。